

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害児通所給付費等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、障害児通所給付費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務で利用する。 ①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給等に関する事務 ②障害福祉サービスの提供及び費用の徴収に関する事務 ③公金受取口座情報に関する事務
③システムの名称	障害者台帳管理システム、中間サーバー (標準準拠対応)障害者台帳管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者台帳管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の9の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表の8、9、55、127の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、8、10、28、68条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 福祉支援課 障がい者福祉係 電話番号 093-244-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 福祉支援課 障がい者福祉係 電話番号 093-244-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、異動等によるアクセス可能な職員の名簿の都度更新、定期的なパスワードの変更も実施している。以上より、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉支援課長 藤田 宜久	福祉支援課長 亀井 誠	事後	
平成30年1月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26、56－2、67、87、の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、38、44条	番号法第19条第7号 別表第二の26、56－2、67、85、87、の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、38、43－3－2、44条	事前	
平成31年4月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	福祉支援課長 亀井 誠	福祉支援課長	事後	新様式に対応
平成31年4月10日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	新様式に対応
平成31年4月10日	IV リスク対策	－	IVリスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和5年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26、56－2、67、85、87、の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、38、43－3－2、44条	番号法第19条第8号 別表第二の26、56－2、67、68、69、85、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、38、38－2、43－3－2、44条	事後	
令和5年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別障害者手当等の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報、は、次の事務に使用する。 ①受給資格の認定に関する事務 ②各種届出に関する事務	特別障害者手当等の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報、は、次の事務に使用する。 ①受給資格の認定に関する事務 ②各種届出に関する事務 ③受給者の公金受取口座情報に関する事務	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	再評価の実施によるもの
令和8年6月28日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条	番号法第9条第1項 別表の67の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第38条	事後	法令改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更には該当しない
令和8年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26、56－2、67、68、69、85、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、38、38－2、43－3－2、44条	番号法第19条第8号 別表の23、55、67、95の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第15、28、38、48条	事後	法令改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更には該当しない
令和8年10月31日	I－1－③	障害者台帳管理システム、中間サーバー	障害者台帳管理システム、中間サーバー (標準準拠対応)障害者台帳管理システム	事前	システム標準化に伴う変更
令和8年10月31日	II－1	令和4年10月1日 時点	令和6年10月31日 時点	事前	見直しによる変更
令和8年10月31日	II－2	令和4年10月1日 時点	令和6年10月31日 時点	事前	見直しによる変更
令和8年10月31日	IV－4	[]委託しない 十分である	[○]委託しない	事前	見直しによる変更
令和8年10月31日	IV－8	[○]自己点検	[○]人手を介在させる作業はない	事前	評価書の様式変更に伴う変更
令和8年10月31日	IV－9	十分に行っている	[○]自己点検	事前	評価書の様式変更に伴う変更
令和8年10月31日	IV－10		十分に行っている	事前	評価書の様式変更に伴う変更
令和8年10月31日	IV－11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、異動等によるアクセス可能な職員の名簿の都度更新、定期的なパスワードの変更も実施している。以上より、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	評価書の様式変更に伴う変更